平成２２年（フ）第１７９１号
堺市西区浜寺諏訪森町東３丁257番地３　101
債務者　永　あゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
北海道日高郡新ひだか町東静内28番地の11
公営住宅６―22
債務者　林　　美幸（旧姓北）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
山形県鶴岡市大塚町35番９号
債務者　菅原美津子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７８９号
神奈川県秦野市渋沢1155番地の１　テラウス・アラザイガ１号
債務者　大浦　ゆり
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２８号
神奈川県小田原市城山２丁目18番10号　マンションクリタ305
債務者　長谷川貢司
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４３号
神奈川県厚木市下津古久775番地　レオパレスラッフィナート103
債務者　水野　陽二
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４４号
神奈川県厚木市下津古久775番地　レオパレスラッフィナート103
債務者　水野　香好
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８６１号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目12番５―403号
債務者　佐々木博美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８６９号
神奈川県平塚市東真土２丁目14番28―５号
債務者　縄　みどり
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８８４号
神奈川県厚木市林２丁目25番36号
債務者　髙橋　孝一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９１号
神奈川県伊勢原市板戸593番地の１　ルミエールＢＢ102号
債務者　佐藤　榮子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９５号
神奈川県秦野市鶴巻北２丁目２番１―312号
債務者　柴田いずみ
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６４２号
新潟市西区青山２丁目３番32号　プレステージ青山1416号、前住所新潟市西区松美台８番61号７
債務者　田口　義幸
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７０号
新潟市中央区堀之内南３丁目７番22号６　リバティーＣＯＣＯ107号
債務者　山田　貴裕
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９０号
新潟市西区内野町1357番地　コーポ堀井205号
債務者　中東　久尚
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６１号
大阪府泉大津市千原町２丁目23番12―101号
債務者　小森　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１４号
大阪府泉佐野市鶴原1780―３、住民票上の住所大阪府貝塚市北町21番18号
債務者　藤田　伸一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係